

# 農業者年金について

～女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を!～

## 老後の備えは万全ですか？

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が20年(85歳)、女性が24年(89歳)です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

**女性農業者の長い老後を  
しっかりサポートします!**

## 農業者の老後の生活の収入は 国民年金+農業者年金が基本です!

国民年金の支給額は、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で約24万円が必要となるデータがあります。→月額約10万円不足!

**国民年金の不足分をしっかりと  
カバーします!**

## 家族経営協定を結べば保険料の 国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている方と家族協定を結び配偶者も保険料の国庫補助が受けられます。

**女性の農業経営への  
参画をしっかり応援します!**

## 農業者年金の加入には農地の 権利名義は要りません。

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(納付免除者を除く)であって年間60日以上農業に従事している方はだれでも加入できます。

**女性農業者の老後の安心は自分で確保!**

詳しくは…

農業者年金基金

検索

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

電話(03)3502-3199(相談員)

電話(03)3502-3942(企画調整室)

ホームページ [https:// www.nounen.go.jp/](https://www.nounen.go.jp/)



# 農業委員会からのお知らせ

■農地の名義変更(贈与・売買)をするときは許可が必要です。

- ・農地または採草放牧地について、耕作の目的で所有権を移転する場合や、賃借権、使用貸借権を設定する場合には許可が必要です。

■農地の違反転用は止めましょう!農地転用には許可が必要です。

- ・農地を農地以外に用途を変更する(農地転用)には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰金という罰則の適用もあります。なお、農地転用したくても転用できない土地がありますので、詳しくは農業委員会までご相談ください。
- ・耕作者が自ら耕作を行っている農地(200㎡未満のものに限る。)に農業用施設を(農業用倉庫等)を設置する場合には、農地転用の許可は不要ですが、農業用施設とするための届け出が必要になります。なお、農用地区域内の農地については、農業用施設用地とするための用途区分の変更手続きが必要になります。

■12月の申請受付は、**12月15日(水)まで**が締め切りです。

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会事務局

担当:山崎・角田

電話(0868)54-2987

※誤りがありましたので、以下のように訂正いたします。

【誤】12月15日(水)まで → 【正】12月20日(月)まで